

ODA ジェンダー担当官について

平成 20 年 7 月
国際協力局多国間協力課

ODA ジェンダー担当官配置の経緯

(1) 1992 年、当時の本省「開発と女性(WID)」援助委員会(座長: 経済協力局長、委員: 同局各課室長)の検討結果を受け、我が国の開発と女性に対する取組の強化の一環として、我が国の援助対象国公館のうち 18 公館に「WID 担当官」が配置され、94 年に 84 公館(兼轄公館含む)に拡大された。

1995 年、我が国は、第 4 回世界女性会議の機会に「WID イニシアティブ」を策定・発表し、我が国の開発途上国における女性支援の考え方を明確にしたが、右イニシアティブの策定に際しては、上記 WID 担当官の意見を参考にして策定された。

(2) その後、今日に至るまで、国内外においてジェンダー平等が益々重視されるとともに、主に女性を対象とした WID アプローチに対し、女性が教育・医療等、基礎社会サービスや経済活動へのアクセスにおいて不利を被っているのはジェンダーに基づく社会的な男女の役割分担や意志決定などの力関係によるとして、男女の社会的役割や相互関係に目を向けた GAD (Gender and Development) アプローチが導入されるようになった。

(3) 2003 年 8 月に改定された ODA 大綱において、ODA 政策における男女共同参画の視点の重要性が、その基本方針「公平性の確保」の中に明記された。2005 年、右方針を着実に実施するために、体制を強化するとともに担当官の役割を明確にし、改めて周知徹底を図るとともに、持続的にその機能を発揮させるとの観点から、配置先及び役割を定めた。そして、上記(2)を踏まえ、担当官の名称を「WID 担当官」から「ODA ジェンダー担当官」に改め、援助対象国 87 公館(兼轄公館含む)に配置された。

(4) また、2005 年に発表した「ジェンダーと開発(GAD) イニシアティブ」において、ジェンダー主流化のための基本的アプローチの一つとして、組織の体制整備が明記されている。以上のことから援助対象公館の新設を踏まえ、配置を 96 公館(兼轄公館含む)に拡大することとした。

留意事項

ODA 政策におけるジェンダーに関する意識の向上は、「ODA ジェンダー担当官」が中心になるものの、担当官配置の目的は、ODA に携わる者全員の意識の向上であり、担当官を含め公館館員の共通の認識、理解が必要不可欠である。

なお、本件担当官の指名は発令を伴うものではない。

担当官の役割

(1) 責任国のジェンダーに関する問題及び取り組みの状況を把握する（ジェンダー問題は、宗教、慣例、文化など地域特有の多様な実情に関連していることを踏まえる）。

例えば、

任国の取組状況の把握

- ・ジェンダー課題に関わる当局、機関、研究機関・大学、関連団体とその窓口
- ・ジェンダー平等に関する施策、法律、制度の状況

ジェンダーに関する問題の把握

- ・人身取引
- ・ドメスティック・バイオレンスなど

ジェンダーに関する情報の把握

- ・成人識字率（15歳以上の男性識字率に対する女性識字率）
- ・初・中・高等教育における男性就学率に対する女性就学率
- ・女性の男性に対する推定勤労所得比
- ・国会における女性議員の割合

(2) 責任国のジェンダー問題に取り組む関係者（女性問題担当当局、他ドナー、国際機関現地事務所及び現地NGO等）とのネットワークを構築する。

例えば、ジェンダー関連当局、UNDP等の国際機関や他ドナーが開催する会合等へ参加する等。

(3) ジェンダー平等に資する案件の発掘に努める。

具体的事例（2008年7月現在）については、別添④WID案件及び別添⑤GAD案件を参照のこと。

(4) 一般の案件においても、ジェンダーの視点が配慮されるよう館内の意識を高めるべく努める。

例えば、

外部からの情報の集約、回覧

- ・女性省等に関わる情報や活動内容について揭示・回覧を行う
- ・現地報道新聞記事を活用し情報収集や共有を行う

館内での会議等による情報共有

- ・案件選定等に関わる担当者協議で、ジェンダーへの取組に関する評価を行う
- ・ODAタスクフォースで要請案件を検討する際には、ジェンダーの視点も含めたスクリーニングを実施する

勉強会等の参加、企画

- ・現地の援助機関関係者が開催する勉強会に参加

(5) 現地ODAタスクフォース、任国政府との政策協議、他ドナーとの援助協調会

議など様々な機会を活用し、ジェンダー平等の問題、視点を開発議論の論点に加えるなど、あらゆる段階において配慮されるべく努める。

例えば、ドナー調整会合やセクター別会合で、セクター横断的な課題として論点に加える。

（６）右取組状況及びジェンダーの視点に配慮した好事例、配慮が十分でなかったことによる教訓を定期的（年１回２月頃を想定）に本省に報告する。

これまでに、提出のあった事例は別添④、⑤を参照のこと。

担当官配置後の対応

（１）「ODA ジェンダー担当官」リストは、国際協力局のみならず男女共同参画推進主幹課（総人）、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び国際協力銀行（JBIC）の間で共有され、関係者間の連携体制の明確化を図る。

（２）本省及び在外公館における取組状況は、情報として収集された後、「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」の実施状況の一環として、必要に応じ「ODA 白書」等において明らかにする。

担当官変更時の報告

人事異動等による担当官変更の際はその都度、氏名・役職の報告を本省（国際協力局多国間協力課分野別開発政策班ジェンダー担当官）に行う。

（了）